

申 入 書

年 月 日

○ ○ 市
市 長 様

住 所
団体名
代表者

御市には、動物愛護法の「人と動物」を基として、行政をされているとご推察致しますところ、市（県）営住宅の、犬猫飼養に動物を手放すか、住居を出るような行政が現場でなされております。このような措置は、憲法、公営住宅法、動物愛護法に違反する疑いが強く、必要なことは、動物を飼うことの禁止ではなく、飼う人のマナーと、近隣の理解の啓蒙です。各地の情報によれば、実質上の被害は殆んど認められません。THEペット法塾主催の「動物法交流会・シンポジウム」（平成25年11月2日開催）において、全国各地の事例報告と議論がされて、添付の決議がなされましたので、同決議の内容に治まった公営住宅の運営をされたく申入れを致します。

同 封

- 1 公営住宅とペット飼養に関する決議書
- 2 事例報告書